

令和 6 管理年度 T A C（漁獲可能量）設定に関する意見交換会
（まだら本州太平洋北部系群・本州日本海北部系群）の開催について

1 趣旨

我が国の水産資源の管理については、漁業法において、資源管理は T A C による管理を行うことを基本とすると規定され、同法や「資源管理の推進のための新たなロードマップ」等に基づき、T A C 資源の拡大を推進している。また、新たな T A C 資源については、通常の T A C 管理への移行までのスケジュールを明確にした上で、T A C 管理導入当初は柔軟な運用とし、課題解決を図りながら段階的に順次発展させていく「ステップアップ管理」を導入できることとしている。

毎年の T A C の設定については、漁業法に基づき、予め水産政策審議会の意見を聴いて行うこととされており、その資料等は公開しているところであるが、事前に、漁業者、加工流通業者など関心を有する者の自由参加の下、公開で意見を聴く機会を設ける。

2 開催方法

（1）開催時期

水産政策審議会（資源管理分科会）への T A C 案諮問の時期等を勘案しつつ、これに先だって開催する。

（2）開催場所

東京（別途 Web によるオンライン参加あり）

（3）内容

令和 6 管理年度の T A C 数量の考え方等について、意見交換を行う。